

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要

軽減判定所得の基準額の引上げ

(第22条関係)

1 内容

均等割及び平等割を軽減する判定所得の基準額について、5割軽減の基準額は、被保険者の数に乗ずる金額を29.5万円に、2割軽減の基準額は、被保険者の数に乗ずる金額を54.5万円に引き上げることとした。

(1) 5割軽減の場合

$$43万円 + (\text{被保険者数}) \times \underline{29万円以下}$$

↓

$$43万円 + (\text{被保険者数}) \times \underline{29.5万円以下}$$

(2) 2割軽減の場合

$$43万円 + (\text{被保険者数}) \times \underline{53.5万円以下}$$

↓

$$43万円 + (\text{被保険者数}) \times \underline{54.5万円以下}$$

2 施行日等

令和6年4月1日（令和6年度課税分から適用）